

(作成日：令和 7 年 4 月 1 日)

めろの輸出・再輸出証明書の取扱要綱

1 目的

この要綱は、南極海洋生物資源管理委員会（本要綱において「CCAMLR」という。）締約国向けめろの輸出・再輸出について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 3 条に基づく漁獲証明書の発行に関する手続を定めるものである。

2 定義

- (1) めろ：まじえらんあいなめ等（Dissostichus属のものに限る。）
- (2) 輸出者：CCAMLR締約国向けにめろを輸出又は再輸出しようとする者
- (3) 加工流通課：水産庁漁政部加工流通課
- (4) 証明書：本要綱に基づき発行されるめろの輸出証明書及び再輸出証明書
- (5) 証明書発行機関：本要綱に基づき証明書を発行する機関
- (6) eCDS：CCAMLRの電子漁獲証明制度に基づく電磁的記録
- (7) 手続規程：農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）

3 証明書発行機関

証明書発行機関は、加工流通課とする。

4 証明書の発行

輸出者は、当該輸出又は再輸出荷口ごとに、eCDSにより輸出証明書案又は再輸出証明書案を作成し、輸出の場合には別紙様式 1 に、次の（１）に掲げる発行申請に要する添付書類を、再輸出の場合には別紙様式 4 に、（２）に掲げる発行申請に要する添付書類を電磁的記録により添付した上で、一元的な輸出証明書発給システムにより申請を行い、同システムにより証明書の発行手数料を電子納付するものとする。なお、輸出者から委任を受けた者が代理申請を行う場合は、手続規程の別紙ZZ-01の 3 に規定する様式 2 を農林水産省輸出・国際局輸出支援課長宛てに書面又は電子メールで提出し、委託元の事業者との紐づけの登録を行うこと。

ただし、eCDSによる発行が行えない等の不測の事態が生じ、書面又は電子メールによる申請を行う場合にあっては、手続規程第 1 の 1 の（２）に基づき輸出をする場合には別紙様式 1 に、再輸出をする場合には別紙様式 4 に収入印紙を貼付したもの及び以下の書類を添付して証明書発行機関に提出するものとする。なお、輸出者から委任を受けた者が代理申請を行う場合は、一元的な輸出証明書発給システムで紐づけ登録が完了している者にあっては農林水産省輸出・国際局輸出支援課長宛てに提出した委任状の写しを、一元的な輸出証明書発給システムで紐づけ

登録をしていない者にあつては別紙様式7を、加工流通課宛てに書面又は電子メールで提出すること。

(1) 輸出の場合

ア めろ輸出証明書（別紙様式2）

イ 次の①、②のいずれかの書類

① 輸出しようとするめろが我が国に陸揚げされた際に添付されていためろ漁獲証明書の写し

② 輸出しようとするめろが我が国に陸揚げされた際に添付されていためろ漁獲証明書が、eCDSにより作成されている場合における当該証明書記載された漁獲証明書文書番号（Catch Document Number）が確認できる書類（別紙様式3）

ウ めろの売買関係書類（売人買人双方の名称、売買年月日及び数量が確認できる書類とし、採捕者から輸出者までの間の全ての売買関係書類の写しを添付するものとする。）

(2) 再輸出の場合

ア めろ再輸出証明書（別紙様式5）

イ 次の①、②のいずれかの書類

① 再輸出しようとするめろが我が国に輸入された際に添付されていためろ輸出証明書の写し（めろ再輸出証明書が添付されていた場合は、当該めろ再輸出証明書の写しを含む。）

② 再輸出しようとするめろが我が国に輸入された際に添付されていためろ輸出証明書（めろ再輸出証明書が添付されていた場合は、当該めろ再輸出証明書を含む。）が、CCAMLRの電子漁獲証明制度に基づく電磁的記録により作成されている場合における当該証明書記載された漁獲証明書文書番号（Catch Document Number）及び輸出証明書文書番号（Original Export code）が確認できる書類（別紙様式6）

ウ 再輸出しようとするめろが我が国に輸入された際に経済産業大臣の確認を受けた「めろを輸入する場合の確認申請書」（平成12年4月17日付け輸入注意事項12 第28号の2の（1）の別紙様式1）の写し

エ めろの売買関係書類（売人買人双方の名称、売買年月日及び数量が確認できるものとし、再輸出しようとするめろを我が国に輸入した者から輸出者までの間の全ての売買関係が確認できる書類の写しを添付するものとする。）

(3) 申請の期限

冷凍品については証明書の交付を希望する日の5開庁日前までに、生鮮品については原則前日までに、それぞれ申請すること。

(4) 証明書の発行要件

申請を受理した証明書発行機関は、申請に必要な書類が完備され、記載事項に不備がないものについて、証明書を発行するものとする。なお、申請内容の確認等に当たり、輸出者に対し、必要と判断される追加資料の提出を求めるこ

とができる。また、必要に応じ、貨物の状態を確認することができる。

(5) 証明書の発行取消し

予定していた輸出が中止になる等により証明書が不要となった場合には、輸出者は、当該証明書を返却するとともに、別紙様式8により取消願を、当該証明書の証明書発行機関に速やかに提出すること。

(6) 証明書発行の停止

証明書発行機関は、次のいずれかの場合に該当するときは、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。

ア 提出書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められる場合又はその疑いがある場合

イ 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者又は当該証明書の申請に係るめろの取引に関与した者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断される場合

ウ その他相当の理由があると認められる場合

5 受付時間等

- (1) 書面により申請するときは、以下の住所の窓口において行うものとし、その受付日及び時間は、毎週月曜日から金曜日までの10時から12時までとする。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項第2号及び第3号に掲げる日）を除くものとする。

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

水産庁漁政部加工流通課 水産物貿易対策室

TEL 03-3501-1961

電子メールにより提出するときは、以下のメールアドレスに申請するものとする。

E-mail:export-certificate@maff.go.jp

- (2) 郵送による証明書の原本の受取を希望する場合には、切手を貼付し、受取人の名前、住所その他の必要事項を記入済みの追跡可能な返信用封筒等を事前に加工流通課まで送付すること。
- (3) その他の証明書発行機関への受付時間や証明書発行に係る申請の方法については、水産庁及び当該証明書発行機関のホームページにおいて掲載する方法によるものとする。

6 その他

めろ輸出証明書及びめろ再輸出証明書の確認により、CCAMLR条約締結国への輸出又は再輸出の保証を水産庁及び水産庁担当官が与えるものではないこと留意すること。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 水漁第1925号）
この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。